

平成31年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨  
第三期入試 民法

【出題趣旨】

設問1

著名な判例が用いる語彙・表現について正確に記憶しているかを問うことで、基礎的な知識や判例学習の進度を測るものである。

設問2

学部段階での講義において一定の時間が割かれることの多い著名な問題点について、問題の所在を把握するとともに、これについて判例が示す命題の内容・意義を適切に理解しているかどうかを問うものである。(1) 動機の錯誤については、原則として動機の錯誤が「意思表示の錯誤」に該当しないことを示したうえで、判例における取扱及びその根拠を示すことが求められる。とりわけ、①動機の表示、②意思表示の内容への取り込み、の二つの要素に着目することが望ましい(後者については平成29年改正後も残る問題点である)。(2) 被害者側の過失については、これを理由とする過失相殺が自己責任の原則から本来的に許されないものであることをふまえたうえで、例外的に許容される場面について判例が示す準則及びその意義を具体的な事例を示しつつ説明することが求められる。

設問3

問1は、賃借権の無断譲渡という著名な問題点について、その論理的構造を適切に把握しているかどうかを測るものである。賃借権の無断譲渡の場合、民法612条1項に基づき原則として解除権が発生するのであるから、このことを指摘しつつ、例外的に解除権が発生しない場面を認めることの根拠を示すことが求められる。また、具体的な事実関係のもとで適切なあてはめを行うことが出来るかどうかをあわせて評価の対象としている。

問2は、敷金の譲渡性について、二つの場面に分けて考察することを求めるものである。一方で、賃貸人の移転によって敷金関係も新賃貸人に移転することを適切に基礎づけることが必要である。他方、賃借人の交代の場面においては、原則として敷金関係は移転しないと解されるのが一般であるが、本問では賃貸人の承諾なく賃借人が移転していると考えられるから、この場合にも同様の結論をとってよいか、異なる結論をとるとすればどのような法律構成が考えられるか、といった応用的な思考をめぐらせることが望ましい。